

## 理 由 書

一般廃棄物の適正処理を安定的、効率的かつ経済的に行うために、施設の整備及び運営を相生市と民間事業者による公民連携事業により実施し、また、廃棄物を資源として有効活用することで循環型社会を形成し、地域住民の生活環境の向上を目的として、一部遊休地を第2号相生地域エネルギーセンターとして追加し、老朽化した第1号相生市ごみ焼却場を廃止するものである。

